吸収合併に関する事後開示書面

2025年4月1日

株式会社ルネサンス

2025年4月1日

吸収合併に係る事後開示事項
（会社法第801条第1項に規定する書面）

東京都墨田区両国二丁目10番14号
株式会社ルネサンス
代表取締役社長執行役員　望月　美佐緒

1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）
   2025年4月1日
2. 吸収合併消滅会社（株式会社スポーツオアシス）における事項（会社法施行規則第200条第2号）
   (1) 吸収合併の差止請求の手続の経過
   吸収合併の差止請求はありませんでした。
   (2) 株式買取請求、新株予約権買取請求及び債権者異議申述の手続の経過
   株式買取請求を行った株主はいませんでした。株式会社スポーツオアシスは新株予約権を発行していないため新株予約権買取請求に関する手続は行う必要がありません。吸収合併に対し異議を述べた債権者はいませんでした。
3. 吸収合併存続会社（当社）における事項（会社法施行規則第200条第3号）
   (1) 吸収合併の差止請求の手続の経過
   吸収合併の差止請求はありませんでした。
   (2) 株式買取請求及び債権者異議申述の手続の経過
   株式買取請求を行った株主はいませんでした。また吸収合併に対し異議を述べた債権者はいませんでした。
4. 吸収合併により吸収合併存続株式会社が吸収合併消滅株式会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第200条第4号）
   株式会社ルネサンスは合併の効力発生日である2025年4月1日をもって、株式会社スポーツオアシスからその資産、負債その他権利義務の一切を引き継ぎました。
5. 吸収合併消滅会社の事前開示事項（会社法施行規則第200条第5号）
   別紙のとおりです。
6. 吸収合併の登記をした日（会社法施行規則第200条第6号）
   2025年4月11日
7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第209条第7号）
   該当事項はありません。

以上

別紙

吸収合併に関する事前開示書面

2025年1月15日

株式会社スポーツオアシス

2025年1月15日

吸収合併に係る事前開示事項
（会社法第782条第1項に規定する書面）

東京都墨田区両国二丁目10番14号
株式会社スポーツオアシス
代表取締役社長　吉田智宣

1. 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項）

別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号）

吸収合併消滅会社である当社は、吸収合併存続会社である株式会社ルネサンスの完全子会社であるため、株式会社ルネサンスは、本合併に際して合併対価を交付せず、同社の資本金、資本準備金及び利益準備金は増加しません。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号）

前記2のとおり合併対価はありません。

4. 新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号）

当社は新株予約権を発行していないため該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4号）

(1) 吸収合併存続会社（株式会社ルネサンス）についての事項

ア　最終事業年度に係る計算書類等の内容(会社法施行規則第182条第6項第1号イ)

別紙2のとおりです。

イ　最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第182条第6項第1号ロ）

株式会社ルネサンスは臨時決算をしていないため該当事項はありません。

ウ　最終事業年度の末日後の重要な後発事象（会社法施行規則第182条第6項第1号ハ）

該当事項はありません。

(2) 吸収合併消滅会社（株式会社スポーツオアシス）の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象（会社法施行規則第182条第6項第2号イ）

該当事項はありません。

6. **吸収合併の効力発生日後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第5号）**

本合併の効力発生日における吸収合併存続会社である株式会社ルネサンスの資産の額は負債の額を十分に上回る見込みであり、同社が負担する債務の履行に支障を及ぼす事象の発生及びその可能性は、現在認識されておりません。また、本合併の効力発生日以後も、同社の収益及びキャッシュフローの状況につき、同社による債務の履行に支障を及ぼすような事象は、現在のところ想定されておりません。したがって、同社の負担する債務については、本合併の効力発生日以後も履行の見込みがあると判断しております。

7. **吸収合併契約等備置開始後吸収合併が効力を生ずる日までの間に、会社法施行規則第182条第1項第1号から第5号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項（会社法施行規則第182条第1項第6号）**

変更が生じた際は、別紙として追加します。

以上

別紙1

日本商事
040000
印紙
本所MD280

吸収合併契約書

株式会社ルネサンス（以下「甲」という。）及び株式会社スポーツオアシス（以下「乙」という。）は、以下のとおり吸収合併契約を締結する。

第1条（吸収合併）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。

第2条（商号及び住所）

本合併の当事者の商号及び住所は、次のとおりである。

甲：商号　株式会社ルネサンス
　　住所　東京都墨田区両国二丁目10番14号
乙：商号　株式会社スポーツオアシス
　　住所　東京都墨田区両国二丁目10番14号

第3条（本合併に際して交付する株式の数及び割当て等に関する事項）

甲は乙の発行済株式のすべてを保有しているため、甲は、本合併に際して、乙の株主に対し、その有する乙の株式に代わる株式その他の合併対価の交付を行わない。

第4条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

甲は、本合併に際して、資本金、資本準備金及び利益準備金の額を増加しない。

第5条（効力発生日）

1. 本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025年4月1日とする。
2. 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、本合併の手続の進行上の必要その他の事由があるときは、効力発生日を変更することができる。

第6条（甲の簡易合併と乙の略式合併）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本契約につき株主総会の決議による承認を得ないで本合併を行う。
2. 乙は、会社法第784条第1項の規定に基づき、本契約につき株主総会の決議による承認を得ないで本合併を行う。

第7条（会社財産の承継）

甲は、効力発生日において、乙のすべての資産及び負債並びに権利義務を承継する。

第8条（本契約の変更等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により当事者の財政状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合その他本合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、本契約を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（その他の事項）

本契約に定めのない事項その他本合併に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上、これを定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2024年12月27日

甲　東京都墨田区両国二丁目10番14号
株式会社ルネサンス
代表取締役社長　岡本利治

乙　東京都墨田区両国二丁目10番14号
株式会社スポーツオアシス
代表取締役社長　吉田智宣

別紙2

第42期

事業報告

自　2023年4月　1日
至　2024年3月　31日

事業報告

事業報告附属明細書

事　業　報　告

（自　2023年４月１日
　至　2024年３月31日）

１．企業集団の現況に関する事項

（１）事業の経過及びその成果

当連結会計年度においては、スポーツクラブの新規入会者数が堅調に推移したこと、総合型スポーツクラブ４施設を新規開業したこと、スポーツクラブ会員価格の改定を実施したこと等により、売上高は概ね当初の計画に近い水準で推移しました。コストについては、全社的な省エネ対策や国の電気・ガス価格激変緩和対策事業により光熱費を抑制できたことから、計画を大幅に下回って推移しました。

なお、当社従業員の一層の生活安定や継続的なパフォーマンス発揮を目的として、社員については７月より給与水準の平均５％引き上げ、アルバイトスタッフについては11月より時給の30円増を実施しました。また、2025年４月入社の新卒初任給については、平均21,900円（10%）の引き上げを決定しました。

当連結会計年度における持分法適用関連会社の株式会社東急スポーツオアシス（現：株式会社スポーツオアシス、以下「オアシス」という。）において、固定資産の回収可能性を検討した結果、15施設の減損処理を行ったこと等により、持分法による投資損失３億62百万円を営業外費用に計上しました。また、オアシスの株式を段階取得（2023年３月31日に40%、2024年３月31日に残り60%取得）したことに伴い、40%取得時の株式の再評価によって生じた評価益３億37百万円を特別利益に計上しました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高436億27百万円（前年同期比7.0%増）、営業利益12億61百万円（前年同期比85.4%増）、経常利益５億24百万円（前年同期比68.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益６億32百万円（前年同期親会社株主に帰属する当期純損失11億41百万円）となりました。

なお、当連結会計年度末にオアシスを100%子会社としたことにより、当社グループは、2025年３月期において、売上高でフィットネス業界最大規模となる見込みです。

さらに、2024年５月10日開催の取締役会において、2025年４月１日を合併期日として、オアシスを吸収合併することを決議しました。

当連結会計年度におけるわが国経済は、社会経済活動の正常化が一段と進み、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方、為替相場の変動や原料価格の高騰、物価上昇の影響により個人消費の停滞が見られるなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

フィットネス業界においては、ライフスタイルの変化に伴う健康課題の顕在化による基礎体力の維持・向上への欲求や、人とのつながりを創るコミュニティの場としてのニーズが増加し、スポーツクラブが果たす役割が益々期待されております。

このような中、当社グループは「生きがい創造企業」という企業理念のもと、「人生100年時代を豊かにする健康のソリューションカンパニー」を長期ビジョンに掲げ、生涯現役で働くための健康維持・増進や、医療費等の社会保障費の抑制につながる“治療から予防へ”の取り組みを通じ、健康長寿社会の実現及び地域の社会課題の解決に取り組んでおります。

＜スポーツクラブ事業＞

スポーツクラブ事業では、プール、お風呂・サウナ等の総合型スポーツクラブならではのアイテムへの訴求や、筋力トレーニングのニーズに対応したジムエリアの拡充等を実施し、新規入会者数が堅調に推移しました。ジュニアスクールの取り組みとして、５月にスポーツクラブ施設にてお子様の運動能力と非認知能力を育む運動スクール「KIDS FIT（キッズフィット）」の提供を開始したほか、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社が開発したスポーツICTソリューション「スマートスイミングレッスン」を選手クラス及び成人クラスに導入しました。加えて、昨今の光熱費等のコスト上昇への対応と、人材及び設備への継続的な投資を通じてお客様に付加価値を提供していくため、７月にフィットネス会員及び10月にジュニアスクール会員の会費の価格改定を実施しました。

また、７月に「スポーツクラブ＆スパ ルネサンス 今里24」（大阪府大阪市）及び「スポーツクラブ ルネサンス 仙台卸町24」（宮城県仙台市）、10月に「スポーツクラブ ルネサンス 熊本光の森24」（熊本県菊池郡菊陽町）及び「スポーツクラブ ルネサンス ・イオンモール座間24」（神奈川県座間市）の、総合型スポーツクラブ４施設を開業しました。この結果、当連結会計年度末の在籍会員数は395,000名（うちオンライン会員数54,331名）（前年同期比5.7%増）となりました。

なお、菱紙株式会社が運営する「KSC wellness フィットネスクラブ金町・金町スイミングクラブ」（東京都葛飾区）の事業を譲り受け、2024年４月に「スポーツクラブ ルネサンス KSC金町24（以下「KSC金町」という。）」としてリニューアルオープンしました。

スポーツクラブ ルネサンス 仙台卸町24

スポーツクラブ＆スパ ルネサンス 今里24

スポーツクラブ ルネサンス 熊本光の森24

スポーツクラブ ルネサンス・イオンモール座間24

＜介護及び介護・医療周辺事業＞

介護及び介護・医療周辺事業では、リハビリ特化型デイサービス、訪問看護ステーション、居宅介護支援、児童発達支援・放課後等デイサービス等の複数のサービスの提供とその連携を通じ、利用者のQOL向上に取り組んだ結果、売上高は前年同期比8.9%増となりました。

当連結会計年度においては、11月に当社初となるスポーツクラブ内における訪問看護ステーション「ルネサンス リハビリステーション富士見台」（東京都練馬区）を開設しました。当施設では、スポーツクラブのトレーナーと看護師が連携し、運動と看護ケアの両面から地域の健康づくりをサポートしてまいります。また、８月にフランチャイズ施設の「ルネサンス 元氣ジム武蔵関」（東京都練馬区）を開設しました。

がんサバイバーへのリハビリ支援においては、「大阪国際がんセンター認定 がん専門運動指導士（以下「がん専門運動指導士」という。）」の養成・資格認定事業を強化し、当連結会計年度末時点で当社のスポーツクラブ41施設及び介護リハビリ５施設にがん専門運動指導士を77名配置しました。２月には、当社が「運動支援センター」を設置する大阪国際がんセンターと共同で入院中の患者を対象としたフレイル予防をテーマとした講座を院内でスタートしました。今後も、がんサバイバーが安心してリハビリできる環境づくりを推進し、がんと向き合う方々の体力づくり支援を拡げてまいります。

＜企業・健康保険組合向けの健康づくり事業＞

企業・健康保険組合向けの健康づくり事業では、多数の法人に向けた健康経営の取り組み支援を推進してまいりました。当連結会計年度においては、年々増加する企業の労働災害防止に向けた「転倒災害予防プログラム」等、当社の運動と健康づくりのノウハウを活かしたオリジナルプログラムの受託件数が増加しました。

また、オンラインレッスンサービス「RENAISSANCE Online Livestream（以下「ROL」という。）」を活用し、企業のサービス利用者への健康づくり支援に積極的に取り組みました。具体的には、住友生命保険相互会社が販売する健康増進型保険“住友生命「Vitality」”会員向けサービスや、大同生命保険株式会社が取り組む中小企業の健康経営の普及・推進活動にROLを活用しています。さらに、６月には株式会社U-NEXTが運営する動画配信サービス「U-NEXT」への提供を開始しました。

＜地域・自治体向けの健康づくり事業＞

地域・自治体向けの健康づくり事業では、引き続き、地域・自治体の健康づくりへの取り組みを支援してまいりました。

健康づくりへの取り組み支援の一環として、７月に愛知県大府市及び株式会社トヨタシステムズとの「大府市働く世代の睡眠改善実証事業に関する覚書」、９月に神奈川県座間市との「健康増進等に関する包括連携協定」及び１月に神奈川県との「未病改善等に関する連携協定」を締結しました。

また、前年度の約1.5倍となる50校（25自治体）にて水泳授業を受託しました。

なお、当連結会計年度において、熊本県菊陽町、岐阜県本巣市、福岡県福岡市、神奈川県大和市及び埼玉県蕨市の５自治体と災害発生時の被災者支援における当社スポーツクラブの有効活用に関する協定を締結し、さらなる地域貢献に向け取り組みました。

リハピリ特化型デイサービス
「元氣ジム」

オンラインレッスンサービス
RENAISSANCE Online Livestream

小中学校の水泳授業受託

＜子会社等について＞

RENAISSANCE VIETNAM,INC.のスポーツクラブ事業においては、ベトナムの物価上昇に合わせて、８月より順次会費の価格改定を実施しました。また、「スイミング＆フィットネス ルネサンス ジャパン イオンモール LongBien（ロンビエン）」（ハノイ市）において、フランス系インターナショナルスクールの水泳指導受託をはじめ、幼稚園や小学校に向けた水泳授業を拡大しました。

株式会社BEACH TOWNにおいては、公共施設等官民連携事業（PPP）及び公募設置管理制度（Park-PFI）、並びに民間企業との連携による地域のにぎわい創出に向けた企画・提案に取り組んでおります。10月には、京王電鉄株式会社の事業パートナーとして、会員制アウトドアフィットネスクラブ「RIVER PARK 聖蹟桜ヶ丘」（東京都多摩市）を開業しました。

オアシスにおいては、当連結会計年度において、家庭用の運動アイテムの販売を中心とするホームフィットネス事業が好調となったほか、ルネサンスのノウハウを活用して、スポーツクラブ事業が順調に推移しました。

＜その他＞

資本事業提携を結ぶアドバンテッジアドバイザーズ株式会社との取り組みにおいては、スポーツクラブ事業や介護及び介護・医療周辺事業における店舗開発の強化、事業ポートフォリオの再構築等、複数のプロジェクトを推進しております。中長期的な企業価値の向上に向け、同社の知見と当社のノウハウとを相互活用し、諸施策の着実な実行を目指してまいります。

公益財団法人日本水泳連盟が３月に開催した「国際大会代表選手選考会」において、当社がサポートする池江璃花子選手が、100ｍバタフライで派遣標準記録を突破して２位に入賞しました。また、KSC金町に所属する成田実生選手が、400ｍ個人メドレーで派遣標準記録を突破して優勝し、両選手は国際大会の日本代表に選出されました。当社は今後も、アスリートの活躍を支援してまいります。

＜施設数について＞

当連結会計年度においては、下表のとおり施設の新規出店及び運営受託を開始しました。オアシス及び株式会社BEACH TOWNの施設を含む当連結会計年度末の当社グループの施設数は、スポーツクラブ213施設（直営139施設、業務受託72施設、RENAISSANCE VIETNAM,INC.２施設）、スタジオ業態２施設、介護リハビリ44施設（直営33施設、フランチャイズ11施設）、アウトドアフィットネス15施設（直営４施設、業務受託11施設）の計274施設となりました。

月	施設名	施設形態
4	武雄市民球場（他26施設）（佐賀県武雄市）	指定管理
4	大津町運動公園５施設（他８施設）（熊本県菊池郡大津町）	指定管理
4	BEACHTOWN OND PARK（佐賀県武雄市）※	アウトドアフィットネス（業務受託）
5	アウトドアフィットネス江戸川（東京都江戸川区）※	アウトドアフィットネス（業務受託）
7	スポーツクラブ＆スパ ルネサンス 今里24（大阪府大阪市）	スポーツクラブ
7	スポーツクラブ ルネサンス 仙台卸町24（宮城県仙台市）	スポーツクラブ
8	ルネサンス 元氣ジム武蔵関（東京都練馬区）	介護リハビリ（FC）
10	スポーツクラブ ルネサンス 熊本光の森24（熊本県菊池郡菊陽町）	スポーツクラブ
10	スポーツクラブ ルネサンス・イオンモール座間24（神奈川県座間市）	スポーツクラブ
10	RIVER PARK 聖蹟桜ヶ丘（東京都多摩市）※	アウトドアフィットネス（業務受託）
11	ルネサンス リハビリステーション富士見台（東京都練馬区）	介護リハビリ（直営）

（注）※は、株式会社BEACH TOWNによる運営受託施設です。

なお、当社グループの報告セグメントは「スポーツクラブ運営事業」のみであるため、セグメントごとの業績については記載しておりません。

（２）設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、31億９百万円となりました。これは主に国内の新規出店投資及び既存施設改修投資等によるものです。

（３）資金調達の状況

当連結会計年度の新規出店投資、Ｍ＆Ａ等及び既存クラブ改修投資等に伴う資金については、自己資金、建物リース及び金融機関からの借入金にて充当しました。

（４）重要な組織再編等

該当事項はありません。

（５）財産及び損益の状況の推移

区分		2020年度 第39期	2021年度 第40期	2022年度 第41期	2023年度 第42期 (当連結会計年度)
売上高	(千円)	30,209,649	37,120,078	40,760,685	43,627,212
経常利益又は 経常損失（△）	(千円)	△4,902,891	632,946	311,331	524,548
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 当期純損失（△）	(千円)	△8,705,008	513,568	△1,141,646	632,951
１株当たり 当期純利益又は 当期純損失（△）	(円)	△485.43	27.19	△60.44	32.45
総資産	(千円)	41,718,705	38,189,042	42,272,729	53,194,269
純資産	(千円)	9,954,707	10,321,936	10,991,242	11,425,064

(注) １株当たり当期純利益又は当期純損失は、自己株式を控除した期中平均株式総数により算定しております。

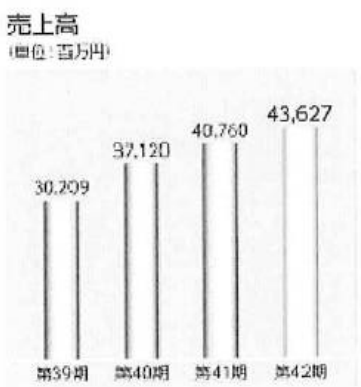

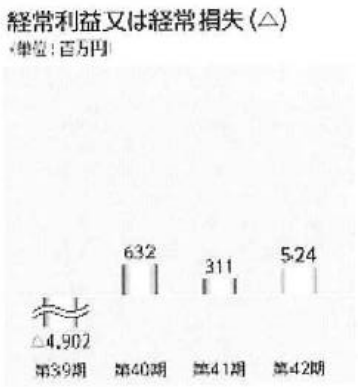

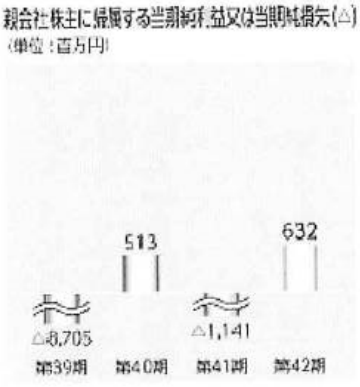

（６）対処すべき課題

今後の経済環境は、景気回復の動きは継続するものの、国際情勢の不安定化等による光熱費の高騰や円安による物価上昇の影響、人材不足の本格化等、先行きの不透明な状況が続くものと見込まれます。

フィットネス業界においても、安価な無人ジムや新たな業態出店の活発化による競争環境の激化や、人件費及び光熱費等のコスト上昇への対応が急務となっており、それらに伴う業界再編の動きが進むものと見られます。

このような中、当社は2024年５月に「2024-2027中期経営計画」を策定しました。総合型スポーツクラブのリーディングカンパニーとして業界をリードするとともに、フィットネス業界の枠を超えた中長期成長のためのドライバーを創出し、中長期的な成長と長期ビジョンの実現に向け、取り組んでまいります。

事業及び機能の方向性は下表の通りです。

スポーツクラブ事業	
収益基盤の強化と 事業構造改革	・成果への伴走・運動の習慣化で顧客体験価値を向上 ・施設運営の効率化を高め、顧客体験価値へ再投資
営業継承・Ｍ＆Ａ	・オアシスの統合シナジーを最大化 ・積極的なＭ＆Ａ/継承による業界再編の主導
地域、企業・健保向けの健康づくり	・スポーツクラブ運営で得たノウハウを新たな市場に展開

スポーツクラブ事業 介護及び介護・医療周辺事業	
既存施設収益化	・機能改善の成果実績を通じた安定した収益性
新規出店M＆A推進	・多店舗展開に対応するモデル確立
介護ソリューション提案	・自社運営を通じて得たノウハウを他事業者へご提案
ホームフィットネス事業	
独自の商品開発	・「フィットネスのおもちゃ」を「運動のプロ」が監修
多様な販売チャネル	・潜在的な健康課題を抱える方のニーズを満たすちょうどいい商品の販売
組織基盤強化の３本柱	
人事	・経営戦略、事業戦略及び人事戦略の連動 ・健康経営のリーディングカンパニーの確立 ・管理職の多様性の実現（女性管理職比率30%）
ＩＴ	・ヒト×デジタルでお客様とスタッフから選ばれる体験の実現 ・事業戦略に連動した基盤構築
財務	・資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応 ・自己資本比率25.0%・ROE12.0%・ROIC7.7%

また、中期経営計画における経営目標は以下の通りです。

＜財務目標＞

指標	2023年度実績	2027年度目標	差
売上高	436億円	750億円	314億円（172%）
営業利益	12.6億円	55億円	42.4億円（443%）
売上高営業利益率	2.8%	7.3%	4.5pt
自己資本比率	21.5%	25.0%	3.5pt
ROE	5.7%	12.0%	6.3pt
ROIC	2.4%	7.7%	5.3pt

＜非財務目標＞

重要視するテーマ	主な非財務目標や取り組み
事業活動を通じてお客様の生きがいづくりに貢献する	・健康を基盤とした社会参加者数（生きがいづくりの数） ・顧客の満足度調査（生きがいづくりの質）
多様な人材の活躍を通じて中長期的な成長を実現する	・中核人材の登用等における多様性確保 ・女性管理職比率30%／男性育休取得100% ・従業員の健康づくり ・定期健康診断の受診率100%／定期健康診断の事後措置100% ・従業員のエンゲージメントサーベイ
パートナー企業や自治体と事業を共創する	・マルチステークホルダー方針・パートナーシップ構築宣言の制定と遵守 ・政府委員会、関連団体活動を通じた、国の健康寿命延伸施策への貢献 ・健康なまちづくりに向けた自治体との提携

＜ご参考＞2024年４月以降の出店予定施設（業務受託を含む）

出店・開設時期	施設名	施設形態
2024年４月	スポーツクラブ ルネサンス KSC金町24（東京都葛飾区）	スポーツクラブ
2024年４月	BEACHTOWN 大山（鳥取県西伯郡大山町）※１	アウトドアフィットネス（直営）
2024年４月	からつ市公営施設コミュニティエリア（佐賀県唐津市）	業務受託
2024年４月	伊予市しおさい公園（愛媛県伊予市）	指定管理
2024年４月	伊予市ふたみ潮風ふれあい公園（愛媛県伊予市）	指定管理
2024年４月	粕屋町総合体育館（福岡県糟屋郡粕屋町）	業務受託
2024年４月	春日市いきいきプラザ（福岡県春日市）	業務受託
2024年 秋	CARAPPO 虎ノ門ヒルズ（東京都港区）※2	業務受託

（注）１．※１は、株式会社BEACH TOWNによる新規出店予定施設です。
２．※２は、オアシスの業務受託予定施設です。

■ サステナビリティへの取り組み

当社は、サステナビリティ方針に基づき、長期ビジョン"人生100年時代を豊かにする健康のソリューションカンパニー"の実現と、持続可能な社会への貢献を目指してまいります。

<サステナビリティ方針>

『私たちは事業活動を通じて、全てのステークホルダーの生きがい創造に貢献します。』

ルネサンスは創業以来、本業を通して社会に貢献すると明言しています。
持続可能な社会及び健康長寿社会の実現に向けては、人々の「健康寿命の延伸」が必須であり、「健康」であり続けることが社会課題解決の一つの方法であると考えています。
これからもすべての人々が心身ともに「健康」で、「生きがい」を持って豊かに過ごせることを目指し、全てのステークホルダーとのつながりを大切にした取り組みを通じて、サステナブルな社会づくりに貢献してまいります。

S Social

ステークホルダーとのつながり

ルネサンスは長期ビジョンである「人生100年時代を豊かにする健康のソリューションカンパニー」を目指し、全てのステークホルダーの皆様の「健康づくり」の支援、「生きがい創造」に貢献します。

G Governance

ガバナンス

持続可能な社会の実現のためには、当社が全てのステークホルダーの皆様から信頼され、持続的な成長をすることが必要と考えております。そのために、最良のコーポレートガバナンスを追求することを重要課題とし、経営に取り組んでまいります。

E Environment

地球環境への配慮

自然環境の保全、気候変動への対処などの地球環境への負荷を念頭に、施設運営やサービス提供に取り組んでまいります。

従業員に向けた取り組み

当社は、ステークホルダーの皆様の「生きがい創造」を実現するうえで、従業員自らが心身ともに健康で生きがいをもって働き、最大のパフォーマンスが発揮できていることが重要であるという考えのもと、人的資本への投資を重視した経営に取り組んでおります。

■ 人材育成方針

当社は、一人ひとりのキャリアの自律に向けて「自ら学ぶ・みんなで育てる」という価値観のもと、個人と組織がともに成長につながる機会づくりに取り組んでおります。また、中長期的な企業価値向上に向けた人材戦略の重要性に鑑み、女性をはじめとした多様な管理職の積極的な登用を進めるとともに、組織としての多様性を認め、信頼や連帯感を醸成し、一人ひとりの強みを最大限に発揮できる組織づくりを進めております。

■ 環境整備方針

当社は、生きがい創造の起点にあるのは従業員一人ひとりの「エンゲージメント」にあると考え、

定期的な組織調査をもとに従業員間の対話を促す場づくりを推進しております。また、社会の変化に応じて、人事制度や仕組み等の柔軟性を高めることで、より一層の働き方改革を推進し、多様な人材が活躍できる環境整備を進めております。より生産性の高い柔軟な働き方に向けたテレワークの推進、勤務地域を限定した地域限定正社員制度の導入など、一人ひとりのライフデザインにあわせ活躍できる環境づくりを進めております。

■ 人的資本経営を支える取り組み

＜健康経営の推進＞

企業理念である「生きがい創造」を実現し、健康づくりを通じてお客様お一人おひとりの生きがい創りに取り組むためには、従業員が、全ての基盤となる自らの健康を維持向上させ、「心身ともに健康のプロフェッショナル」である必要性を、共通の価値観として位置づけております。

【当連結会計年度における主な取り組み】

・社員の評価制度に「健康」を取り入れ、自律的な健康づくりを促進
・健康管理システムの導入による健康データの見える化と定期健康診断結果に基づく再受診勧奨の強化
・ヘルスマネジメントセミナー等、オリジナルコンテンツの開発と教育機会の提供
・健康サポートアプリ「カロママプラス」を活用した全社イベントの実施

＜DE&Iの推進＞

持続的な成長を可能とする組織構築のための人材確保及び育成のために、DE&I推進を重要な経営戦略の一つとして掲げております。多様性を認め合い、一人ひとりの強みを発揮できる組織をつくることで、多様化した市場ニーズへの対応及びイノベーション創出による企業価値向上を目指しております。

【当連結会計年度における主な取り組み】

・新たにエクイティ（公平性）の概念を加え「ダイバーシティ・エクイティ＆インクルージョンの推進」基本方針を改定
・女性管理職及びその候補者を対象とした、社内外メンタリングや研修の場づくり及び昇格・登用制度の積極的な提供
・育児中の社員のためのネットワーク組織「るねふぁみ＋」の活動推進による両立支援環境の構築
・定期的な組織調査の実施と結果を活用した心理的安全性のある対話の場づくり

＜ご参考＞

■ サステナビリティへの取り組みに関する認証及び表彰

当連結会計年度において、サステナビリティへの取り組みに関して当社が受けた認証及び表彰は、下表のとおりです。

月	名称	認定先
11	「PRIDE指標2023」ゴールド及びレインボーに認定【４年連続】	work with Pride
12	「D&Iアワード2023」ベストワークプレイスに認定【２年連続】	株式会社JobRainbow
12	「令和５年度東京都スポーツ推進企業」認定【９年連続】	東京都
1	「スポーツエールカンパニー2023」シルバーに認定【７年連続】	スポーツ庁
3	「健康経営優良法人2024～ホワイト500～」認定【８年連続】	経済産業省・日本健康会議
3	「令和５年度がん対策推進優良企業」初受賞	厚生労働省

＜ご参考＞
アスリート支援の取り組み

当社は、お客様や地域の方々、従業員とその家族への健康づくりはもちろんのこと、アスリートの活躍に向けた支援を積極的に展開しております。

■ 池江 璃花子選手（競泳）
第二区分登録団体として、水泳指導をはじめとするトレーニング指導を担当しております。
＜2024年の主な戦績＞
・国際大会代表選手選考会
女子100ｍバタフライ　準優勝　※国際大会 日本代表に選出
女子50ｍ自由形　優勝
女子100ｍ自由形　優勝

池江 璃花子選手

■ 成田 実生選手（競泳）
当社所属選手として、水泳指導をはじめとするトレーニング指導を担当しております。
＜2024年の主な戦績＞
・国際大会代表選手選考会
女子200ｍ個人メドレー　３位
女子400ｍ個人メドレー　優勝　※国際大会 日本代表に選出

成田 実生選手

（7）主要な事業内容

フィットネスクラブ、スイミング・テニス・ゴルフスクール等のスポーツクラブ事業、介護及び介護・医療周辺事業、地域・自治体向けの健康づくり事業、企業・健康保険組合向けの健康づくり事業、ホームフィットネス事業、アウトドアフィットネス事業、その他関連事業を主としております。

（8）主要な事業所等

① 本社

当社	東京都墨田区両国二丁目10番14号
＜子会社＞	
株式会社スポーツオアシス	東京都墨田区両国二丁目10番14号
RENAISSANCE VIETNAM INC.	ベトナム国ビンズオン省
株式会社BEACH TOWN	神奈川県横浜市中区

② 当社グループの施設等

グループ合計274施設

			2024年3月末
国内	ルネサンス	スポーツクラブ施設	107
		業務受託施設	61
		スポーツクラブ施設計	168
		スタジオ業態施設計	2
		リハビリ施設（直営）	33
		リハビリ施設（FC）	11
		リハビリ施設計	44
	スポーツオアシス	スポーツクラブ施設	32
		業務受託施設	11
		スポーツクラブ施設計	43
	BEACH TOWN	アウトドアフィットネス施設	4
		業務受託施設	11
		アウトドアフィットネス施設計	15
		小計	272
海外	ルネサンス ベトナム	スポーツクラブ施設	2
		スポーツクラブ施設計	2
		小計	2
		合計	274

（9）従業員の状況

① 当社グループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,868	363名増

（注）従業員数には、当社グループ外から当社グループへの出向者２名を含み、有期社員及び臨時雇用者（月間160時間換算）2,800名（前期末比760名増）及び当社グループから当社グループ外への出向者14名は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,501	63名増	37.7歳	11.4年

（注）従業員数には、当社外から当社への出向者１名を含み、有期社員及び臨時雇用者（月間160時間換算）2,126名（前期末比119名増）並びに当社から当社外への出向者２名は含んでおりません。

＜ご参考＞

■ 多様性に関する指標

管理職に占める女性従業員の割合	男性従業員の育児休業取得率	従業員の男女の賃金差異		
		全従業員	正社員	有期社員及び臨時雇用者
15.2%	75.6%	76.1%	83.2%	94.8%

（注）「従業員の男女の賃金差異」は、当連結会計年度の年間平均賃金（基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当等を除く。）を基に、男性の賃金に対する女性の賃金の割合を算出したものであります。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社東急スポーツオアシス	100,000千円	100%	スポーツクラブ事業、ホームフィットネス事業、その他関連事業
RENAISSANCE VIETNAM INC.	5,474千米ドル	100%	スポーツクラブ事業、スイミングスクール事業
株式会社BEACH TOWN	3,000千円	51.7%	アウトドアフィットネス事業、その他関連事業

（注）当社は、2024年３月31日に、東急不動産株式会社より、株式会社東急スポーツオアシスの株式を追加取得し、同社を完全子会社としました。なお、株式会社東急スポーツオアシスは、2024年４月１日付けで、社名を株式会社スポーツオアシスに変更しております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入金残高
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	2,990,000千円
株式会社三井住友銀行	2,860,000千円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2024年５月10日開催の取締役会において、フィットネスクラブ業界における競争力を高めることを目的として、完全子会社である株式会社スポーツオアシスを2025年４月1日付けで吸収合併することを決議しました。

2．株式に関する事項　（2024年３月31日現在）

（１）発行可能株式総数　52,400,000株

発行可能種類株式総数　普通株式　52,400,000株

A種種類株式　2,092,000株

（２）発行済株式の総数　普通株式　18,888,294株

（自己株式2,490,706株を除く）

A種種類株式　2,092,000株

（３）株主数　普通株式　25,965名

A種種類株式　1名

所有者別株主分布状況（普通株式）

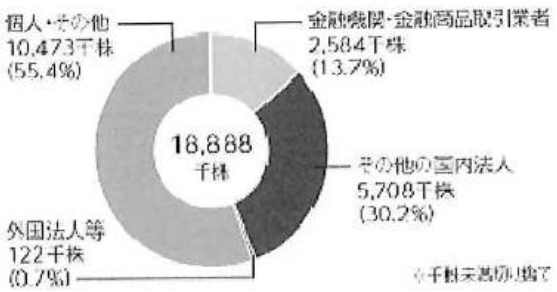

（４）大株主

株主名	持株数			持株比率（%）
	普通株式（株）	A種種類株式（株）	合計（株）	
ＤＩＣ株式会社	3,742,000	—	3,742,000	17.83
AAGS S3,L.P.	—	2,092,000	2,092,000	9.97
ＳＯＭＰＯホールディングス株式会社	1,603,500	—	1,603,500	7.64
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,149,100	—	1,149,100	5.47
住友生命保険相互会社	1,000,000	—	1,000,000	4.76
ルネサンス従業員持株会	451,035	—	451,035	2.14
齋藤　敏一	350,000	—	350,000	1.66
斎藤フードアンドヘルス株式会社	130,000	—	130,000	0.61
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	122,200	—	122,200	0.58
晶和ホールディング株式会社	115,800	—	115,800	0.55

（注）持株比率は、自己株式（2,490,706株）を控除して計算しております。

（５）当事業年度中に職務遂行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

（６）その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等（2024年３月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
齋　藤　敏　一	代表取締役会長執行役員	株式会社東急スポーツオアシス（現：株式会社スポーツオアシス）取締役
岡　本　利　治	代表取締役社長執行役員 最高健康責任者（CHO）	株式会社東急スポーツオアシス（現：株式会社スポーツオアシス）取締役 一般社団法人日本フィットネス産業協会理事
望　月　美佐緒	取締役副社長執行役員 ヘルスケア事業本部長 兼シナプソロジー研究所長	東海大学健康学部客員教授
安　澤　嘉　丞	取締役専務執行役員 最高財務責任者 管理本部長	株式会社コミュニティネット 取締役 株式会社東急スポーツオアシス（現：株式会社スポーツオアシス）取締役
吉　田　智　宣	取締役	株式会社東急スポーツオアシス（現：株式会社スポーツオアシス）代表取締役社長 社長執行役員
阿　部　奈　美	社外取締役	東京経営短期大学経営総合学科 客員教授 中央大学政策文化総合研究所　客員研究員
虎　山　邦　子	社外取締役	DIC株式会社 執行役員ESG部門長ダイバーシティ担当
松　井　拓　己	社外取締役	松井サービスコンサルティング 代表 株式会社エデュテイメントプラネット社外取締役 サービス学会理事
谷　口　健太郎	社外取締役	株式会社レーベンクリーンエナジー（現：MIRARTHエナジーソリューションズ株式会社）代表取締役社長 MIRARTHホールディングス株式会社 執行役員 MIRARTHグリーンテック株式会社 代表取締役社長
田　中　俊　和	常勤監査役	
石　田　貴　子	常勤監査役	
生　田　美弥子	社外監査役	弁護士法人北浜法律事務所 パートナー弁護士 ピー・シー・エー株式会社 社外監査役 株式会社カオナビ 社外取締役（監査等委員）
小　山　鉄　也	社外監査役	小山公認会計士・税理士事務所所長

（注）１．阿部奈美氏、虎山邦子氏、松井拓己氏及び谷口健太郎氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。当社は、阿部奈美氏、松井拓己氏及び谷口健太郎氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に基づく独立役員に指定しております。

２．生田美弥子氏及び小山鉄也氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。当社は、生田美弥子氏及び小山鉄也郎氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に基づく独立役員に指定しております。

３．常勤監査役田中俊和氏は、当社において最高財務責任者を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知識を有するものであります。

4．当事業年度中に退任した取締役及び監査役については、次のとおりであります。

氏名	退任時の地位	退任日	退任事由
河本　宏子	取締役	2023年６月28日	任期満了
西村　正則	監査役	2023年６月28日	任期満了
鉢村　健	監査役	2023年６月28日	任期満了

（２）責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び監査役全員と、それぞれ会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第１項に定める額を責任の限度としております。

（３）補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

（４）役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社の子会社を含む、過去、現在又は将来における取締役、監査役、執行役員及び従業員（職務の遂行に関して管理監督及び指揮命令を行う者に限る）であり、その保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者がその職務の執行（不作為を含む）に関して、損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

（５）取締役及び監査役の報酬等

①　役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。その概要は以下の通りです。また、当該決定方針の内容は、取締役会にて決定しております。

【基本方針】

当社の取締役の報酬の基本方針は以下の通りです。

・企業理念の実現、企業価値の継続的な向上、中長期的な成長等に資する報酬とする。
・市場性を踏まえたふさわしい報酬水準、適切なインセンティブになりうる報酬とする。
・透明性、客観性の高い決定プロセスを指向し、任意の指名・報酬委員会を設ける。

なお、個々の監査役の報酬は、それぞれの職責に応じた報酬額を監査役の協議により決定しています。

【報酬の構成について】

取締役の報酬の構成は、「基本報酬」、短期インセンティブである「賞与」、中長期インセンティブである「株式報酬」とする。

・「基本報酬」は、個人別の職責の大きさに応じて決定する。
・「賞与」は市場性を参考にするとともに、成長性の指標である売上高、収益性の指標である経常利益の増減に連動させ、個人別の職責の大きさ等も加味して決定する。
・「株式報酬」は個人別の職責の大きさに応じて決定する。
・「基本報酬」とインセンティブである「賞与」及び「株式報酬」との割合は、企業規模等共通性のある企業群を参考に、それぞれが適切に機能するよう決定する。
・社外取締役については「基本報酬」のみ支給する。

【決定手続き等】

・取締役個人別の報酬額については、取締役会にて決定する。但し、取締役会の決議に基づき、その決定を指名・報酬委員会に一任することができるものとし、この場合において、指名・報酬委員会は、株主総会で決議された報酬総額を限度とし、それぞれの職責、職務遂行実績、会社の業績等を考慮したうえで決定する。
・「基本報酬」の支給時期は、社員の月例給与の支給時期と同じとする。

・「賞与」の支給時期は、年度業績が確定した後に年１回、社員への支給時期に合わせる。
・「株式報酬」の支給時期及び条件は、支給の都度、取締役会にて決定する。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
・取締役の報酬限度額は、2006年６月23日開催の第24回定時株主総会において、年額３億50百万円以内と決議いただいております。なお、当該決議に係る取締役は９名（うち社外取締役は１名）となります。
・取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬の限度額は、上記とは別枠で、2019年６月26日開催の第37回定時株主総会において、年額１億円以内と決議いただいております。なお、当該決議に係る取締役（社外取締役を除く）は６名となります。
・監査役の報酬限度額は、2017年６月28日開催の第35回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただいております。なお、当該決議に係る監査役は４名（うち社外監査役は２名）となります。

③ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	対象となる役員の員数	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬（千円）	業績連動報酬等	非金銭報酬等
				賞与（千円）	譲渡制限付株式報酬（千円）
取締役（うち社外取締役）	10名（５名）	156,087（19,200）	136,620（19,200）	19,467（―）	―（―）
監査役（うち社外監査役）	６名（３名）	51,000（12,000）	51,000（12,000）	―（―）	―（―）
合計（うち社外役員）	16名（８名）	207,087（31,200）	187,620（31,200）	19,467（―）	―（―）

（注）１．上記報酬等の額には、2023年６月28日開催の第41回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名及び監査役２名に支給した報酬等を含んでおります。
２．当事業年度の取締役の個人別の基本報酬及び賞与の額の決定については、決定の透明性を確保するため、取締役会の決議に基づき、社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会に委任しております。指名・報酬委員会は、取締役の報酬決定の方針に基づき、個人別の報酬額について決定しております。取締役会は、その決定内容について、決定方針との整合性を含めた多面的な検討がなされていることから、決定方針に沿う内容として相当であると判断しております。なお、指名・報酬委員会の体制は、委員長を代表取締役会長の齋藤敏一氏が務め、委員として代表取締役社長の岡本利治氏、社外取締役の阿部奈美氏、虎山邦子氏、松井拓己氏及び谷口健太郎氏が参画しております。
３．賞与の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額19,467千円が含まれております。「賞与」は、売上高及び経常利益の増減に連動させておりますが、当事業年度を含む売上高及び経常利益の推移は、１．（５）財産及び損益の状況の推移のとおりです。

（６）社外役員に関する事項
① 重要な兼職先である法人等と当社との関係
該当事項はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	出席の状況	発言の状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	阿部　奈美	(取締役会) 17回中17回出席	報道機関における豊富な経験と経営に関する専門的な見識に基づき、広報戦略やサステナビリティ戦略等に関する発言を適宜行っております。 また、指名・報酬委員会の委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議又は決定するにあたり、独立した客観的な立場から重要な役割を果たしております。
社外取締役	虎山　邦子	(取締役会) 17回中17回出席	サステナビリティや企業法務に関する専門的な見識に基づき、当社のサステナビリティ戦略やコーポレートガバナンス等に関する発言を適宜行っております。 また、指名・報酬委員会の委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議又は決定するにあたり、独立した客観的な立場から重要な役割を果たしております。
社外取締役	松井　拓己	(取締役会) 17回中17回出席	会社経営及びサービス業に関する豊富な経験と知見に基づき、当社のサービス品質の向上、及び企業価値の向上に関する発言を適宜行っております。 また、指名・報酬委員会の委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議又は決定するにあたり、独立した客観的な立場から重要な役割を果たしております。
社外取締役	谷口健太郎	(取締役会) 14回中14回出席	会社経営に関する幅広い知識・見識に基づき、当社の企業価値向上に関する発言を適宜行っております。 また、指名・報酬委員会の委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議又は決定するにあたり、独立した客観的な立場から重要な役割を果たしております。
社外監査役	生田美弥子	(取締役会) 17回中17回出席 (監査役会) 15回中15回出席	弁護士としての専門的な見地から、取締役会及び監査役会において、主にコンプライアンスやリスクマネジメント等に関する発言を適宜行っております。
社外監査役	小山　鉄也	(取締役会) 14回中14回出席 (監査役会) 10回中10回出席	公認会計士及び税理士としての専門的な見地から、取締役会及び監査役会において、主に会計的な視点からの発言を適宜行っております。

(注) 社外取締役の谷口健太郎氏及び社外監査役の小山鉄也氏につきましては、2023年６月28日就任後の状況を記載しております。

④ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

当社は、社外取締役の阿部奈美氏、虎山邦子氏、松井拓己氏及び谷口健太郎氏の各氏に対して、各氏の豊富な経験と見識を活かして、当社の企業価値向上及び経営の監督機能の一層の充実に寄与していただけることを期待しております。

各氏は、取締役会において、上程された議案等に対して、様々な観点から意見しており、企業価値の向上及び経営の監督機能の充実に寄与しております。また、各氏は、指名・報酬委員会の委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議又は決定するにあたり、独立した客観的な立場から重要な役割を果たしております。

5．会計監査人の状況

（1）会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

（2）会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	56,500千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	56,500千円

（注）1．当社監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、過年度の監査実績、報酬の推移、職務遂行状況等を確認するとともに当事業年度の監査時間及び報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、監査品質を確保できる水準と判断し、会社法第399条第１項の同意をしました。

2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3．当社の子会社であるRENAISSANCE VIETNAM INC.は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

（3）非監査業務の内容

該当事項はありません。

（4）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意によりこれを解任します。

また、上記事由に該当する場合及び会計監査人の適格性を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合は、監査役会の決議に基づき、会計監査人の解任又は不再任の議案を株主総会に提案します。

6．会社の体制及び方針

会社の体制及び方針のうち、以下の事項については、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.s-renaissance.co.jp/ir/disclosure/）に掲載しております。

（1）業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は、以下のとおりであります。

① 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業理念、経営方針に基づく企業風土を確立するため「グループコンプライアンス行動基準」を定め、取締役、執行役員及び使用人に対して、役員研修、役職階層別研修等を継続的に計画して実施し、コンプライアンス体制の維持、向上に努める。

内部統制委員会の指揮の下、各部門担当取締役が自ら、部門内における内部統制の仕組みを構築し、実効性のある統制活動を行う。コンプライアンス上の問題が発見された場合は、内部統制委員会に直ちに報告して、迅速かつ的確な対策を講じると共に、再発防止策を決定して、関係部署に対応を指示し、実施状況の監督を行う。

業務執行ライン管理者層は、日常業務と連動して行なわれる統制活動を監督し、また、その有効性を確認する。

代表取締役社長執行役員直轄の内部統制監査室は、監査役と綿密な連携の下、「内部監査規程」及び年間計画に従い、内部監査を実施する。内部統制監査室は、内部監査の結果を代表取締役社長執行役員、関係役員、監査役及び内部統制委員会に報告すると共に、被監査部門に対して改善事項の指摘及び指導を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
代表取締役社長執行役員より任命された情報管理責任者は、「文書管理規程」に従い、取締役、執行役員の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、厳重に管理保存する。
取締役、監査役、執行役員、その他それらに指名された使用人は、必要に応じて会社情報を閲覧することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、内部統制委員会の下に設置した施設・運営安全管理小委員会、業務環境小委員会、情報セキュリティ小委員会及び財務報告内部統制小委員会を中心に、「グループコンプライアンス行動基準」に準拠した様々なリスクの認識と予防活動を推進する。
各業務執行ラインにおいては、計画－行動－評価－改善のサイクルに基づき自発的にリスクの認識と予防活動を実施する。
重大な危機が発生した場合には、代表取締役社長執行役員を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーと協議の上、迅速かつ適切な対応を行う。
リスクの認識と予防活動をより効果的に推進するため、通常の業務報告ルートに加えて、相談窓口及び通報窓口を設け、社内の情報伝達を円滑にする。また、通報者保護のため、「内部通報者保護規程」及び「就業規則」により、通報者の匿名性の確保、不利益な取扱いの禁止、人権の保障等の充分な措置を講じる。

④ 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
当社は、取締役会を毎月開催して、経営方針及び経営戦略に関わる重要事項を審議決定すると共に、執行役員で構成する執行会議を毎月開催して、業務執行に関わる重要事項を審議決定することにより、経営の意思決定の迅速化と、効率的な事業運営を目指す。これらの実効性を確保するために取締役会又は執行会議に諮るべき付議基準を必要に応じて見直す。
社内規程、マニュアル及びその他の社内基準書は、必要に応じて改定する。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制
当社は、ルネサンス企業理念に基づき、「グループコンプライアンス行動基準」を定め、子会社（以下「グループ会社」という。）の取締役及び使用人に周知徹底すると共に、次の体制を構築する。
当社は、グループ会社の取締役及び使用人から経営の執行状況について定期又は随時報告を受け、適切な指導、管理を行う。
当社は、グループ会社の業務執行者の自律的な経営を尊重しつつ、「関係会社管理規程」に基づき、必要事項及び重要な意思決定については、当社に事前に報告させ、指導する。
グループ会社は、自社にコンプライアンス・リスク管理責任者を配置する。また、当社のコンプライアンス担当部署は、グループ会社のコンプライアンス・リスク管理責任者と定期的に情報交換を行い、状況を把握し、内部統制の整備・構築に努める。
グループ会社のコンプライアンス・リスク管理責任者は、自社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を認識したときは直ちに当社に報告する。
監査役及び内部統制監査室は、グループ会社の監査を行う。
相談・通報窓口の存在及び利用方法をグループ会社に周知し、適切な運用を行う。

⑥ 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する体制
監査役がその職務を補助する専任の使用人（以下「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合は、監査役と協議の上、適材な要員を配置する。
補助使用人に対する指揮命令権は、監査役に帰属する。また、補助使用人の人事評価は監査役が行う。
補助使用人の人事異動、懲戒処分等については監査役の事前の同意を得る。

⑦ 監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
補助使用人は、監査役の指示のもと、監査に必要な調査を行うことができる。
補助使用人は、監査役が必要と認めた場合に監査役に同行して重要な会議等に出席する機会を得る。

⑧ 当社グループの取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、経営に関する重要事項及び業務の執行状況について定期又は随時に監査役に報告する。
当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、会社経営に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を

発見又は認識した場合は直ちに監査役に報告する。
監査役は、いつでも必要に応じて、当社グループの取締役、執行役員及び使用人に対して報告を求めることができる。

⑨　監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社グループは、監査役に報告を行った当社グループの取締役、執行役員及び使用人に対して、当該報告を行ったことを理由として、解雇、降格等の懲戒処分や、配置転換等の人事上の措置その他一切の不利益な取扱いを行わない。

⑩　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務遂行について生じる費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、当該監査役の職務遂行に必要でないと認められた場合を除き、これに応じ、速やかに当該費用又は債務を支弁する。

⑪　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
内部統制監査室は、監査役にその監査活動の状況と結果について遅滞なく報告する。
監査役は、内部統制監査室に必要に応じて内部監査を実施することを要請できるものとし、その方法については内部統制監査室と協議の上定める。
監査役は、効果的な監査業務遂行のため、代表取締役及び会計監査人と定期又は随時に意見交換を行う。

⑫　財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法及び社内規程等に従うと共に、各国・各地域の法令等に準拠して、システムの整備・構築を行う。また、その有効性の継続的な評価、必要な是正を行う。

⑬　反社会的勢力を排除するための体制
当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、反社会的団体及び反社会的要求に対しては、妥協を許さず、法的手段等を含め、断固とした姿勢で臨むことを基本的な考えとする。また、万一の事案が発生した場合、総務部を統括部署として、警察当局、弁護士等と連携をし、組織的な対応を行う。

当社グループにおける企業統治の体制、内部統制及びリスク管理体制は以下のとおりです。

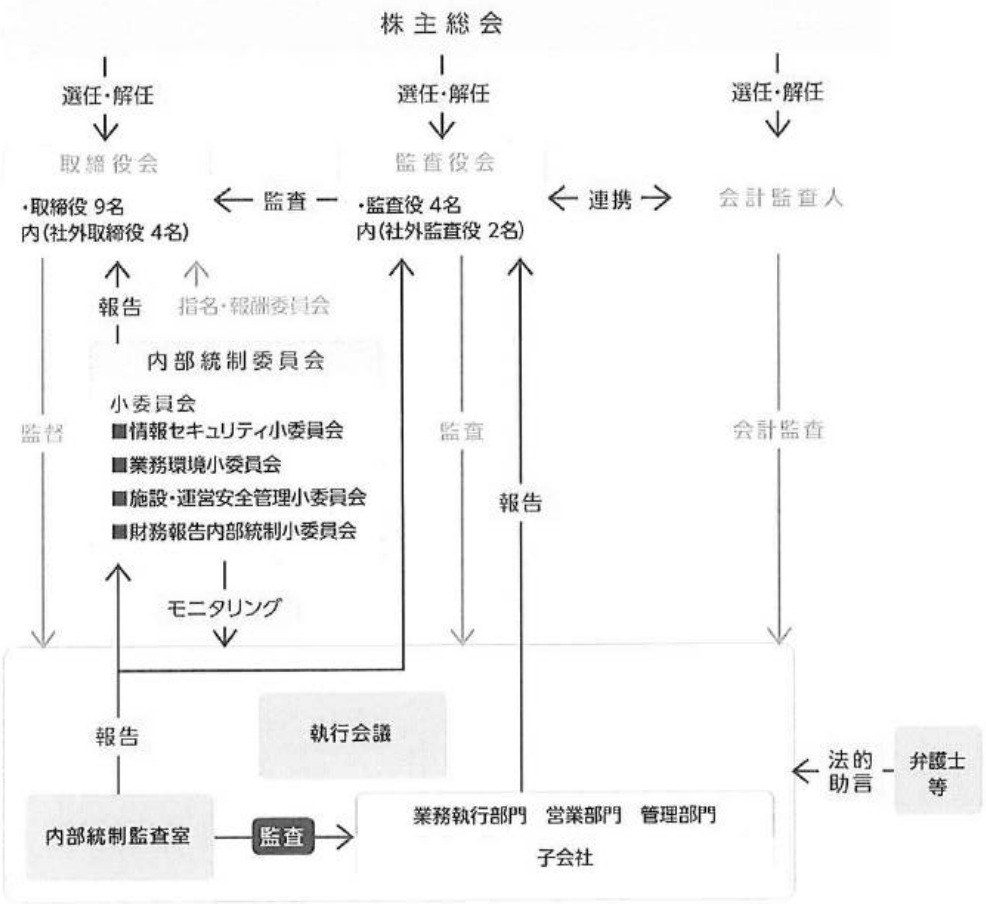

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、上記の体制により、内部統制システムの整備・運用を進めており、当連結会計年度の運用状況は、以下のとおりです。

① 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（ⅰ）コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務遂行を行う環境を整備するため、また、「グループコンプライアンス行動基準」をより周知させるために、年１回、取締役、執行役員及び使用人に対して研修を実施し、その遵守に関する「誓約書」を受領しました。

（ⅱ）内部統制委員会を四半期毎に４回開催し、業務執行ラインの統制活動をモニタリングするとともに、その有効性を確認しました。

（ⅲ）内部統制監査室が内部監査を実施し、その結果を代表取締役、関係役員及び監査役並びに内部統制委員会へ報告しました。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」に基づき、株主総会及び取締役会の議事録並びに稟議書等の重要文書について、厳重に管理保存しています。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（ⅰ）内部統制委員会の下に設置した施設・運営安全管理小委員会、業務環境小委員会、情報セキュリティ小委員会及び財務報告内部統制小委員会において、各業務執行ラインにおける様々なリスクの認識、課題の抽出、予防・再発防止策を実施し、その状況を内部統制委員会に報告しました。

（ⅱ）相談窓口及び通報窓口を活用して、問題の解決を図るとともに予防活動をより効果的に行っています。

④ 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

（ⅰ）毎月の定例取締役会を12回、また、臨時取締役会を５回（計17回）開催し、「取締役会付議事項規程」に基づいて、経営に関する重要事項の審議を行いました。

（ⅱ）定例執行会議を毎月開催することとしており、当連結会計年度においては、12回開催し、業務執行に関わる重要事項の審議を行いました。
（ⅲ）社内規程については、必要に応じて、適宜、改定を行い、適切かつ円滑な組織運営に努めました。なお、当連結会計年度においては、19の規程等について、制定、改定及び廃止を実施しました。

⑤　当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
（ⅰ）「関係会社管理規程」に基づき、グループ会社の業績については、当社の所管部署が、定期的に当社の取締役会に報告しています。
（ⅱ）グループ会社の重要な意思決定については、当社の取締役会にて決議しています。
（ⅲ）グループ会社のコンプライアンス体制の構築やリスク管理については随時、グループ会社の役員及びコンプライアンス・リスク管理責任者と当社の所管部署が連携し、適切な対応を行っています。
（ⅳ）監査役がグループ会社の監査役が実施した監査報告を受け、その経営状態、内部統制状況及び各クラブの運営状況等を確認しました。

⑥　監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する体制
（ⅰ）監査役の求めに応じて、その補助すべき使用人を配置しています。
（ⅱ）監査役の補助使用人に対する指揮命令権及び人事評価権が監査役に帰属すること等を定め、補助使用人の取締役からの独立性に関する体制を確保しています。

⑦　監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
（ⅰ）監査役の補助使用人は、監査に必要な業務を適切に行っています。
（ⅱ）監査役が必要と認めた場合、その補助使用人は、重要な会議等に出席しています。

⑧　当社グループの取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
（ⅰ）取締役、執行役員及び使用人は、経営に関する重要事項及び業務の執行状況について、監査役が出席する取締役会、その他重要な会議において、また、必要に応じて適宜、監査役又は監査役会に報告しています。
（ⅱ）取締役、執行役員及び使用人は、会社経営に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見又は認識した場合は、直ちに監査役又は監査役会へ報告できる体制を整え、実行しています。

⑨　監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由とした不利な取扱いはしておりません。

⑩　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の費用又は債務の処理は、監査役の求めに応じて、速やかに当該費用又は償還を支弁する体制をとっています。

⑪　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（ⅰ）内部統制監査室は、その活動状況について、定期的にまた、随時、監査役への報告を行っています。
（ⅱ）内部統制監査室は、監査役の求めに応じ情報収集に努め、必要に応じ内部監査を実施する体制を整えています。
（ⅲ）監査役は、代表取締役と２回、その他の業務執行役員と４回、また、会計監査人と19回、その他必要に応じて適宜、意見交換を行いました。
（ⅳ）監査役は、本社部門とクラブの監査を行い、また内部統制監査室のクラブ往査に同行し、内部統制状況を確認し監査役会に報告しました。

⑫　財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
内部統制委員会の財務報告内部統制小委員会において、財務報告の信頼性と適正性に関するモニタリングを行い、その結果を内部統制委員会に報告しました。

⑬　反社会的勢力を排除するための体制
反社会的勢力対応規程に基づいた研修を行い、反社会的勢力の排除について、取締役、執行役員及び使用人に周知徹底いたしました。

（3）株式会社の支配に関する基本方針

当社では、株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

（4）剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主に対する利益の還元を経営上の重要な施策の一つとして位置づけております。当社は、将来における安定的な企業成長と事業環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

上記方針に基づき、業績及び財務状況等を総合的に判断した結果、当事業年度につきましては、普通株式１株当たり10.0円（うち中間配当3.0円）、Ａ種種類株式１株当たり9.56円（うち中間配当4.78円）を予定しております。

（注）１．本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて、表示しております。なお、売上高及び利益の増減率等の比率並びに１株当たり当期純利益又は当期純損失は、表示桁未満の端数を四捨五入しております。

２．本事業報告中の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

３．本事業報告に記載されている会社名、製品名、サービス名等は該当する各社の商標又は登録商標です。

第42期

連結計算書類

計算書類

自　2023年4月　1日
至　2024年3月31日

連結貸借対照表
連結損益計算書
連結株主資本等変動計算書
連結注記表

貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表

株式会社ルネサンス

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,992,166	流動負債	13,507,562
現金及び預金	6,206,728	買掛金	87,888
受取手形	6,898	短期借入金	2,400,000
売掛金	2,189,035	1年内返済予定の長期借入金	2,343,084
リース投資資産	24,569	リース債務	998,157
商品	756,560	未払金	2,574,993
貯蔵品	48,228	未払法人税等	403,192
その他	1,772,847	前受金	624,881
貸倒引当金	△ 12,701	賞与引当金	1,020,464
固定資産	42,184,036	役員賞与引当金	19,467
有形固定資産	24,705,304	店舗閉鎖損失引当金	21,705
建物及び構築物	8,252,143	資産除去債務	28,472
機械装置及び運搬具	468,550	その他	2,985,257
工具、器具及び備品	1,037,978	固定負債	28,261,642
土地	1,126,458	転換社債型新株予約権付社債	1,499,988
リース資産	13,759,415	長期借入金	4,708,637
建設仮勘定	60,758	リース債務	15,339,570
無形固定資産	2,112,030	繰延税金負債	35,273
のれん	1,604,312	退職給付に係る負債	1,363,783
その他	507,717	資産除去債務	2,524,289
投資その他の資産	15,366,701	その他	2,790,098
投資有価証券	33,685	負債合計	41,769,204
長期貸付金	420,733	(純資産の部)	
敷金及び保証金	12,374,658	株主資本	11,640,592
繰延税金資産	1,886,503	資本金	3,210,356
その他	651,120	資本剰余金	5,813,491
繰延資産	18,066	利益剰余金	5,131,498
株式交付費	13,566	自己株式	△ 2,514,753
社債発行費	4,500	その他の包括利益累計額	△ 227,201
		その他有価証券評価差額金	8,348
		為替換算調整勘定	△ 213,914
		退職給付に係る調整累計額	△ 21,634
		新株予約権	11,673
		純資産合計	11,425,064
資産合計	53,194,269	負債・純資産合計	53,194,269

連結損益計算書

（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		43,627,212
売上原価		39,961,151
売上総利益		3,666,061
販売費及び一般管理費		2,404,672
営業利益		1,261,388
営業外収益		
受取利息及び配当金	8,367	
為替差益	76,940	
転リース差益	10,316	
受取手数料	1,669	
受取補償金	80,000	
その他	64,662	241,956
営業外費用		
支払利息	579,811	
持分法による投資損失	362,229	
その他	36,755	978,796
経常利益		524,548
特別利益		
段階取得に係る差益	337,057	337,057
特別損失		
固定資産除却損	14,646	
減損損失	149,738	
店舗閉鎖失引当金繰入額	21,705	
その他	4,471	190,562
税金等調整前当期純利益		671,043
法人税、住民税及び事業税	165,118	
法人税等調整額	△127,026	38,091
当期純利益		632,951
親会社株主に帰属する当期純利益		632,951

連結株主資本等変動計算書

（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

（単位：千円）

項　目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2023年4月1日残高	3,210,356	5,813,491	4,644,051	△2,514,753	11,153,145
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	－	－	△145,505	－	△145,505
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	632,951	－	632,951
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	－	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	－	－	487,446	－	487,446
2024年3月31日残高	3,210,356	5,813,491	5,131,498	△2,514,753	11,640,592

項　目	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2023年4月1日残高	4,846	△145,643	△32,779	△173,576	11,673	10,991,242
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△145,505
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	－	－	632,951
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	3,501	△68,270	11,144	△53,624	－	△53,624
連結会計年度中の変動額合計	3,501	△68,270	11,144	△53,624	－	433,821
2024年3月31日残高	8,348	△213,914	△21,634	△227,201	11,673	11,425,064

連　結　注　記　表

Ⅰ．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1．連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結の対象としており、その内容は次のとおりです。

連結子会社の数　　３社

連結子会社の名称　株式会社東急スポーツオアシス

株式会社BEACH TOWN

RENAISSANCE VIETNAM INC.（ベトナム国）

（注）2023年３月31日付けにて、株式会社東急スポーツオアシスの株式の一部を取得したことにより、持分法適用の範囲に含めておりましたが、2024年３月31日付けにて、同社株式を追加取得し連結子会社としたことから、連結子会社の範囲に含めております。

なお、株式会社東急スポーツオアシスは、2024年４月１日付けで株式会社スポーツオアシスに社名変更しております。

2．持分法の適用に関する事項

（１）持分法を適用している非連結子会社及び関連会社

該当事項はありません。

2024年３月31日付けにて、関連会社であった株式会社東急スポーツオアシスの株式を追加取得し連結子会社としたことから、持分法の範囲から除外しております。なお、連結計算書類の作成にあたっては、同日までの持分法による投資損失を連結しております。

（２）持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

該当事項はありません。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4．会計方針に関する事項

（１）重要な資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

商品

原則として売価還元法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づき簿価を切下げる方法）

貯蔵品

個別原価法

（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は、定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物、及び在外連結子会社は定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物が２～47年、構築物が２～42年であります。

② 無形固定資産

自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。また、のれんについては、８～20年の定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした定額法によっております。残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがある場合は当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年３月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

（3）重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

期末に有する金銭債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 店舗閉鎖損失引当金

施設の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、閉鎖の決定した施設について将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。

（4）収益及び費用の計上基準

(収益の計上基準)

当社グループは、以下の５ステップアプローチに基づき、顧客への財又はサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。なお、当社グループが認識した収益に係る対価は、通常、履行義務の充足から１年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

ステップ１：顧客との契約を識別する。

ステップ２：契約における履行義務を識別する。

ステップ３：取引価格を算定する。

ステップ４：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ５：履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を認識する。

① スポーツ施設利用サービスによる収益

スポーツ施設利用サービスについては、主にスポーツクラブ施設の利用に伴う月額会費収入(以下「会費収入」)からなります。会費収入は、顧客に対して契約に基づく施設利用サービスを提供することによって履行義務が充足されると判断し、サービスの提供時点で定額料金及びオプションサービス料に基づき収益を認識しております。

② 業務受託契約による収益

業務受託契約による収益については、主に顧客が所有する施設を契約期間にわたり、管理・運営する業務を受託しております。そのため、管理・運営業務を提供することによって履行義務が充足されると判断し、業務提供時点で契約受託料に基づき収益を認識しております。

③ 介護リハビリサービスによる収益

介護リハビリサービスについては、主にリハビリ特化型デイサービス「元氣ジム」の施設利用に伴う収益により構成されております。当該サービスは、顧客に対して契約に基づくリハビリサービスを提供することによって履行義務が充足されると判断し、サービスの提供時点で利用実績に基づき収益を認識しております。

（5）退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当連結会計年度末に発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額の期間帰属方法については給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８～10年）による按分額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より損益処理しております。未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

（6）重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

（7）その他連結計算書類作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費　…　株式交付の時から３年間にわたり均等償却しております。

社債発行費　…　社債償還期間（５年間）にわたり均等償却しております。

Ⅱ．収益認識に関する注記

１．収益の分解情報

当社グループは、スポーツクラブ運営事業を営んでおり、事業の主な財又はサービスにおける収益の分解情報は以下のとおりであります。

区分	売上高（千円）
フィットネス部門合計	19,670,376
スイミングスクール	10,243,493
テニススクール	4,085,462
その他スクール	1,317,706
スクール部門合計	15,646,662
プロショップ部門	824,106
その他の収入(注)	4,035,319
スポーツ施設売上高	40,176,464
業務受託	696,997
介護リハビリ	1,837,005
その他売上	916,745
顧客との契約から生じる収益	43,627,212
その他の収益	—
外部顧客への売上高	43,627,212

(注)「その他の収入」は、スポーツクラブ施設に付帯する駐車場、プライベートロッカー等の収入であります。

２．収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「Ⅰ．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等　４．会計方針に関する事項（４）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3．契約残高

当連結会計年度において顧客との契約から生じた債権、契約負債は以下のとおりであります。なお、当社グループにおいて、重要な契約資産はありません。

（単位：千円）

	当連結会計年度期首 （2023年４月１日）	当連結会計年度末 （2024年３月31日）
顧客との契約から生じた債権（注１）	1,245,183	2,195,934
契約負債（注１、２）	354,084	624,881

（注１）当連結会計年度末の「顧客との契約から生じた債権」及び「契約負債」には、2024年３月31日付けにて株式会社東急スポーツオアシスの株式を追加取得し、同社を連結子会社としたことによる増加額が含まれております。

（注２）当社グループにおける契約負債（前受金）は、原則１年以内に収益認識しております。

4．残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、予想される契約期間が１年を超過する重要な契約はありません。また、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

Ⅲ．会計上の見積りに関する注記

1．固定資産の減損

（1）当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度末残高
スポーツクラブ設備	24,198,456千円

（注）当連結会計年度末残高の「スポーツクラブ設備」には、2024年３月31日付けにて株式会社東急スポーツオアシスの株式を追加取得し、同社を連結子会社としたことによる増加額が含まれております。

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、スポーツクラブの運営事業を営むために、建物及び構築物やリース資産などの固定資産を多数保有しています。

当該スポーツクラブ運営事業の一部資産グループについては、当連結会計年度において、連結注記表「X．その他の注記　１．減損損失に関する注記」に記載しているように、使用価値を回収可能価額として、減損損失149,738円を認識しています。

この使用価値は、減損の兆候が見られるグルーピングにおいて個別の状況をふまえ算出しています。なお、５カ年を超える期間の業績予測については、当連結会計年度において継続成長率を0.0%として設定しています。

当社は、社会経済活動の正常化が進む中、金利の上昇をはじめ一定期間物価高等のインフレが見込まれるものの、国や経済団体が後押しする賃上げの促進等により消費活動は徐々に活発化していくと予測しています。また、平均寿命が伸びていくなかで、健康を維持し介護を必要としない生活を続けたい（健康寿命の延伸）という意識が高まり、フィットネス業界の位置づけはさらに重要になると予測しています。

しかしながら、新たな感染症の流行や光熱費等のさらなる高騰など、事業環境が大きく変化しこれらの見積りにおいて用いた仮定の見直しが必要になった場合、翌連結会計年度において、追加の減損損失を認識する可能性があります。

2．繰延税金資産の回収可能性

（1）当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額　1,886,503千円

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、連結計算書類に計上した繰延税金資産のうち、税務上の繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産893,170千円を計上しております。

当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、2021年3月期において、新型コロナウイルス感染症の流行及びその対策のための地方自治体からの休業要請等が業績に影響したことで、税引前当期純損失を10,139,015千円計上したことにより生じたものであります。

この繰越欠損金については、取締役会により承認された今後5カ年の業績予測に基づく将来課税所得（税務上の繰越欠損金控除前）の見積り額に基づき、税務上の繰越欠損金の控除見込み年度及び控除見込み額のスケジューリングを行い、回収が見込まれる額を繰延税金資産として計上しています。その結果、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額1,073,269千円を控除した893,170千円が繰延税金資産の金額に含まれています。

当社は、社会経済活動の正常化が進む中、金利の上昇をはじめ一定期間物価高等のインフレが見込まれるものの、国や経済団体が後押しする賃上げの促進等により消費活動は徐々に活発化していくと予測しています。また、平均寿命が伸びていくなかで、健康を維持し介護を必要としない生活を続けたい（健康寿命の延伸）という意識が高まり、フィットネス業界の位置づけはさらに重要になると予測しています。

しかしながら、新たな感染症の流行や光熱費等のさらなる高騰など、事業環境が大きく変化しこれらの見積りにおいて用いた仮定の見直しが必要になった場合、翌連結会計年度において、繰延税金資産の取り崩しが発生する可能性があります。

Ⅳ．連結貸借対照表に関する注記

1．有形固定資産の減価償却累計額　27,121,916千円

Ⅴ．連結株主資本等変動計算書に関する注記

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	21,379,000株	—	—	21,379,000株
A種種類株式	2,092,000株	—	—	2,092,000株

２．配当に関する事項

（１）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年5月25日 取締役会	普通株式	75,553 千円	4.0 円	2023年3月31日	2023年6月13日
2023年5月25日 取締役会	A種種類株式	3,287 千円	1.57 円	2023年3月31日	2023年6月13日

決議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年11月10日 取締役会	普通株式	56,664 千円	3.0 円	2023年9月30日	2023年12月7日
2023年11月10日 取締役会	A種種類株式	9,999 千円	4.78 円	2023年9月30日	2023年12月7日

（２）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年5月17日 取締役会	普通株式	132,218 千円	7.0 円	2024年3月31日	2024年6月6日
2024年5月17日 取締役会	A種種類株式	9,999 千円	4.78 円	2024年3月31日	2024年6月6日

３．新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
		当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
第２回新株予約権	普通株式	1,569,000	—	—	1,569,000	11,673
第１回無担保転換社債型新株予約権付社債	普通株式	1,569,000	—	—	1,569,000	（注）２
合計		3,138,000	—	—	3,138,000	11,673

（注）１．目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。
２．転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。
３．第１回転換社債型新株予約権付社債は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

Ⅵ．金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金計画に基づき、短期的な運転資金は、主に銀行借入により調達し、長期的な設備資金は、自己資金、建物リース、転換社債型新株予約権付社債の発行及び金融機関からの借入により調達しております。売掛金や敷金及び保証金等の債権については、与信管理規程に従い、経理財務部主管で継続的なモニタリングを行い、取引先の財政状況等の悪化による回収リスクの早期把握や軽減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2024年３月31日（当連結会計年度末）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額18,954千円）は、「投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。また、「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

なお、連結貸借対照表計上額には、2024年３月31日付けにて株式会社東急スポーツオアシスの株式を追加取得し、同社を連結子会社としたことによる増加額が含まれております。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額（※）	時価（※）	差額
（１） リース投資資産	427,174	456,350	29,175
（２） 投資有価証券			
その他有価証券	14,731	14,731	—
（３） 長期貸付金	420,733	420,733	—
（４） 敷金及び保証金	12,374,658	10,314,439	△2,060,218
（５） 転換社債型新株予約権付社債	(1,499,988)	(1,481,875)	△18,112
（６） 長期借入金（※１）	(7,051,721)	(7,053,541)	1,820
（７） リース債務	(16,337,728)	(20,660,497)	4,322,769

（※）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（※１）１年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時間の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券	14,731	—	—	14,731

（2）時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
リース投資資産	—	456,350	—	456,350
長期貸付金	—	420,733	—	420,733
敷金及び保証金	—	10,314,439	—	10,314,439
転換社債型新株予約権付社債	—	1,481,875	—	1,481,875
長期借入金	—	7,053,541	—	7,053,541
リース債務	—	20,660,497	—	20,660,497

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

リース投資資産

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期貸付金

これらは建設協力金であり、回収予定額を契約期間に応じたリスクフリーレートで割り引いた割引現在価値法で算定しており、レベル２の時価に分類しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、上記による算定額を連結貸借対照表に計上しているため、時価は帳簿価額と一致しております。

敷金及び保証金

これらの時価については、償還時期を合理的に見積った期間に応じたリスクフリーレートで、償還予定額を割り引いた割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

転換社債型新株予約権付社債

元利金の合計額を同様の資金調達において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

Ⅶ．賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記は省略しております。

Ⅷ．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	498 円 37 銭
１株当たり当期純利益	32 円 45 銭

Ⅸ．重要な後発事象に関する注記

１．連結子会社吸収合併の決議

当社は、2024 年５月 10 日開催の取締役会において、2025 年４月１日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、当社の連結子会社である株式会社スポーツオアシスを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議しております。

取引の概要

① 被結合企業の名称及び事業の内容

株式会社スポーツオアシス（会員制スポーツクラブの経営等）

② 企業結合日

2025 年４月１日

③ 企業結合の方法

当社を存続会社、株式会社スポーツオアシスを消滅会社とする吸収合併

④ 結合後の企業の名称

株式会社ルネサンス

⑤ 企業結合の目的

当社は、2024 年５月 10 日発表の中期経営計画において 2027 年度に過去最高益を目指し、総合型スポーツクラブのリーディングカンパニーとして業界をリードすることを掲げております。この度、オアシスを合併することで、当社グループ経営の最適化、経営資源の効率化の観点から事業基盤の強化を図ると共に、新たな成長・中期経営計画の目標達成に向けた準備を進め、「人生 100 年時代を豊かにする健康のソリューションカンパニー」として更なる発展を遂げることを目的としております。

⑥ 合併に係る割当内容

本合併による新株式の発行及び合併交付金の支払いはありません。

⑦ 被合併企業の直前事業年度の財政状態及び経営成績

資産	8,186,502千円
負債	5,750,513千円
純資産	2,435,989千円
売上高	17,144,702千円

X．その他の注記

1．減損損失に関する注記

当社グループは、当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。なお、2024年3月31日付けにて連結子会社となった株式会社東急スポーツオアシスにおける減損損失については、以下の資産グループには含まれておらず、持分法による投資損失に計上されております。

（1）減損損失を認識した資産グループ

用途	種類	場所	クラブ等の数
スポーツクラブ設備	機械装置及び運搬具他	北海道	1
スポーツクラブ設備	建物及び構築物他	茨城県	1
スポーツクラブ設備	機械装置及び運搬具	千葉県	1
スポーツクラブ設備	建物及び構築物他	東京都	3
スポーツクラブ設備	建物及び構築物他	神奈川県	4
スポーツクラブ設備	機械装置及び運搬具他	大阪府	2

（2）減損損失を認識するに至った経緯

営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスであるクラブ及び閉鎖の意思決定を行ったクラブの設備の帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

（3）減損損失の金額

建物及び構築物	59,592千円
機械装置及び運搬具	60,477千円
工具、器具及び備品	27,007千円
ソフトウエア	1,106千円
リース資産減損勘定	1,554千円
計	149,738千円

（4）資産のグルーピングの方法

当社グループはキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、クラブを基礎として、また、のれんについては、原則として会社単位を基準としてグルーピングを行っております。

（5）回収可能価額の算定方法

クラブの設備については、今後の営業活動から生じるキャッシュ・フローがマイナスとなると見込まれ、かつ、減損対象資産の正味売却価額はないため、回収可能価額は零として評価しております。

2．資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

（1）当該資産除去債務の概要

スポーツクラブ設備等における不動産賃貸借契約及び定期借地契約に伴う原状回復義務等であります。

（2）当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約の期間及び建物の耐用年数等を勘案して 10 年から 47 年と見積り、その期間に応じた割引率（0.1%から 2.3%）を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

（3）当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	1,370,532 千円
有形固定資産の取得等に伴う増加額	128,853 千円
時の経過による調整額	20,017 千円
新規連結子会社の取得に伴う増加額（注）	1,046,828 千円
資産除去債務の履行等による減少額	△13,470 千円
期末残高	2,552,761 千円

（注）当連結会計年度の「新規連結子会社の取得に伴う増加額」は、2024 年 3 月 31 日付けにて株式会社東急スポーツオアシスの株式を追加取得し、同社を連結子会社としたことによる増加であります。

3．企業結合に関する注記

取得による企業結合

（1）企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称　株式会社東急スポーツオアシス

（同社は、2024 年 4 月 1 日付けで株式会社スポーツオアシスに社名変更しております。）

事業の内容　スポーツクラブ事業、ホームフィットネス事業、その他関連事業

② 企業結合を行った主な理由

フィットネス業界における事業環境は大きく変化しており、両社の連携や協業をさらに密にしていくことが今後の事業展開において有効であると判断したため。

③ 企業結合日

2024 年 3 月 31 日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

企業結合日直前に所有していた議決権比率　40%

企業結合日に追加取得した議決権比率　60%

取得後の議決権比率　100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として、株式を取得したためであります。

（2）連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2024年3月31日に当該企業結合を行っているため、当連結会計年度に係る連結損益計算書には、被取得企業の業績に基づく持分法による投資損益を計上しております。

（3）被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

企業結合直前に保有していた被取得企業の株式の企業結合日における時価	1,590,657千円
企業結合日に追加取得した普通株式の取得の対価（現金）	2,385,986千円
取得原価	3,976,644千円

（4）主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー等に対する報酬　17,497千円

（5）被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差益　337,057千円

（6）発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれんの金額

1,542,322千円

② 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

③ 償却方法及び償却期間

13年間にわたる均等償却

（7）企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びに主な内訳

流動資産	2,543,050千円
固定資産	5,643,452千円
資産合計	8,186,502千円
流動負債	2,548,453千円
固定負債	3,202,059千円
負債合計	5,750,513千円

貸　借　対　照　表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,349,922	流動負債	10,773,728
現金及び預金	5,036,521	買掛金	56,875
売掛金	1,346,875	短期借入金	2,400,000
リース投資資産	24,569	1年内返済予定の長期借入金	2,340,000
商品	315,511	リース債務	806,376
貯蔵品	41,852	未払金	1,718,248
前払費用	953,490	未払費用	1,059,484
その他	636,611	未払法人税等	274,046
貸倒引当金	△5,509	未払消費税等	269,262
固定資産	38,837,419	前受金	254,437
有形固定資産	22,165,296	預り金	311,383
建物	6,008,984	前受収益	1,614
構築物	126,814	賞与引当金	798,660
機械及び装置	468,011	役員賞与引当金	19,467
車両運搬具	0	店舗閉鎖損失引当金	21,705
工具、器具及び備品	897,243	資産除去債務	28,472
土地	1,124,938	設備関係未払金	215,467
リース資産	13,481,272	その他	198,224
建設仮勘定	58,030	固定負債	24,965,160
無形固定資産	436,619	転換社債型新株予約権付社債	1,499,988
のれん	61,990	長期借入金	4,640,000
ソフトウエア	331,625	リース債務	14,056,780
その他	43,003	長期未払金	1,966,534
投資その他の資産	16,235,503	長期前受収益	12,654
投資有価証券	33,685	退職給付引当金	837,517
関係会社株式	4,003,484	資産除去債務	1,477,461
長期貸付金	1,102,033	長期預り保証金	233,749
敷金及び保証金	9,367,338	リース資産減損勘定	235,473
店舗賃借仮勘定	100,000	関係会社事業損失引当金	4,999
長期前払費用	131,730	負債合計	35,738,889
繰延税金資産	1,877,353	(純資産の部)	
その他	415,548	株主資本	11,446,498
貸倒引当金	△ 795,672	資本金	3,210,356
繰延資産	18,066	資本剰余金	5,813,491
株式交付費	13,566	資本準備金	3,146,780
社債発行費	4,500	その他資本剰余金	2,666,711
		利益剰余金	4,937,404
		利益準備金	69,375
		その他利益剰余金	4,868,029
		繰越利益剰余金	4,868,029
		自己株式	△ 2,514,753
		評価・換算差額等	8,348
		その他有価証券評価差額金	8,348
		新株予約権	11,673
		純資産合計	11,466,519
資産合計	47,205,408	負債・純資産合計	47,205,408

損　益　計　算　書

（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		
フィットネス売上高	39,069,630	
商品売上高	818,590	
その他の営業収入	3,160,073	43,048,294
売上原価		39,437,152
売上総利益		3,611,141
販売費及び一般管理費		2,346,255
営業利益		1,264,886
営業外収益		
受取利息及び配当金	18,207	
為替差益	118,782	
転リース差益	10,316	
受取手数料	1,669	
受取補償金	80,000	
関係会社事業損失引当金戻入額	25,906	
その他	57,724	312,605
営業外費用		
支払利息	578,657	
関係会社貸倒引当金繰入額	144,554	
その他	36,743	759,956
経常利益		817,535
特別損失		
固定資産除却損	14,646	
減損損失	149,738	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	21,705	
その他	4,471	190,562
税引前当期純利益		626,972
法人税、住民税及び事業税	164,243	
法人税等調整額	△127,026	37,217
当期純利益		589,755

株主資本等変動計算書

（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

（単位：千円）

項　目	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
2023年4月1日残高	3,210,356	3,146,780	2,666,711	5,813,491	69,375	4,423,779	4,493,154
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△145,505	△145,505
当期純利益	－	－	－	－	－	589,755	589,755
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	－	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	444,250	444,250
2024年3月31日残高	3,210,356	3,146,780	2,666,711	5,813,491	69,375	4,868,029	4,937,404

項　目	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
2023年4月1日残高	△2,514,753	11,002,247	4,846	11,673	11,018,767
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	－	△145,505	－	－	△145,505
当期純利益	－	589,755	－	－	589,755
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	－	－	3,501	－	3,501
事業年度中の変動額合計	－	444,250	3,501	－	447,751
2024年3月31日残高	△2,514,753	11,446,498	8,348	11,673	11,466,519

個　別　注　記　表

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式　…　移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの　…　期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等　…　移動平均法による原価法

（2）棚卸資産の評価基準及び評価方法

①　商品　…　原則として売価還元法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づき簿価を切下げる方法）

②　貯蔵品　…　個別原価法

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　…　２～47年

構築物　…　２～42年

（2）無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は以下のとおりであります。

ソフトウエア（自社利用分）　…　５年　（社内における利用可能期間）

のれん　…　20年

（3）リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした定額法によっております。残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがある場合は当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

期末に有する金銭債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

（3）役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

（4）店舗閉鎖損失引当金

施設の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、閉鎖の決定した施設について将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。

（5）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額の期間帰属方法については給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による按分額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理しております。

（6）関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に伴う損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、当事業年度末における損失負担見込額を計上しております。

4．収益及び費用の計上基準

(収益の計上基準)

当社は、以下の５ステップアプローチに基づき、顧客への財又はサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。なお、当社が認識した収益に係る対価は、通常、履行義務の充足から１年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

ステップ１：顧客との契約を識別する。
ステップ２：契約における履行義務を識別する。
ステップ３：取引価格を算定する。
ステップ４：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。
ステップ５：履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を認識する。

① スポーツ施設利用サービスによる収益
スポーツ施設利用サービスについては、主にスポーツクラブ施設の利用に伴う月額会費収入(以下「会費収入」)からなります。会費収入は、顧客に対して契約に基づく施設利用サービスを提供することによって履行義務が充足されると判断し、サービスの提供時点で定額料金及びオプションサービス料に基づき収益を認識しております。

② 業務受託契約による収益
業務受託契約による収益については、主に顧客が所有する施設を契約期間にわたり、管理・運営する業務を受託しております。そのため、管理・運営業務を提供することによって履行義務が充足されると判断し、業務提供時点で契約受託料に基づき収益を認識しております。

③ 介護リハビリサービスによる収益
介護リハビリサービスについては、主にリハビリ特化型デイサービス「元氣ジム」の施設利用に伴う収益により構成されております。当該サービスは、顧客に対して契約に基づくリハビリサービスを提供することによって履行義務が充足されると判断し、サービスの提供時点で利用実績に基づき収益を認識しております。

５．重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

６．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
繰延資産の処理方法
株式交付費　…　株式交付の時から３年間にわたり均等償却しております。
社債発行費　…　社債償還期間（５年間）にわたり均等償却しております。

Ⅱ．収益認識に関する注記
収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記　4.収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

Ⅲ．会計上の見積りに関する注記

1．固定資産の減損

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度末残高
スポーツクラブ設備	21,845,051千円

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表　Ⅲ．会計上の見積りに関する注記　1．固定資産の減損」に記載した内容と同一であります。

2．繰延税金資産の回収可能性

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額　1,877,353千円

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表　Ⅲ．会計上の見積りに関する注記　2．繰延税金資産の回収可能性」に記載した内容と同一であります。

Ⅳ．貸借対照表関係

1．有形固定資産の減価償却累計額　26,842,002千円

2．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	261,514千円
長期金銭債権	681,300千円
短期金銭債務	9,190千円

Ⅴ．損益計算書関係

1．関係会社との取引高

営業取引の取引による取引高	35,270千円
営業取引以外の取引による取引高	9,905千円

2．関係会社事業損失引当金戻入額

関係会社事業損失引当金戻入額は、当社連結子会社の債務超過額が減少したことから引当金を取り崩したことによるものであります。

3．関係会社貸倒引当金繰入額

関係会社貸倒引当金繰入額は、当社連結子会社に対する貸付金に対して貸倒引当金を計上したものであります。

Ⅵ．株主資本等変動計算書関係

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	2,490,706株	—	—	2,490,706株

Ⅶ. 税効果会計関係

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	1,966,440 千円
賞与引当金	244,390 千円
未払事業税	50,708 千円
未払事業所税	51,665 千円
貸倒引当金	245,161 千円
減価償却費限度超過額	757,196 千円
退職給付引当金	256,280 千円
建設協力金	126,355 千円
資産除去債務	460,815 千円
長期未払金	20,869 千円
関係会社株式評価損	232,501 千円
その他	96,314 千円
繰延税金資産小計	4,508,697 千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,073,269 千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,184,929 千円
評価性引当額小計	△2,258,199 千円
繰延税金資産合計	2,250,498 千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	3,680 千円
建設協力金	144,621 千円
建物	224,312 千円
その他	530 千円
繰延税金負債合計	373,145 千円
繰延税金資産の純額	1,877,353 千円

Ⅷ. リース取引関係

貸借対照表に固定資産として計上したリース資産の他、スポーツクラブ設備（建物）の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。当該所有権移転外ファイナンス・リース取引は、リース取引開始日が 2008 年 3 月 31 日以前であるため、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。その内容は以下のとおりであります。

1．リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額（千円）	減価償却累計額相当額（千円）	減損損失累計額相当額（千円）	期末残高相当額（千円）
建物	9,280,963	7,957,032	620,961	702,969
合計	9,280,963	7,957,032	620,961	702,969

2．　未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高

未経過リース料期末残高相当額

１年内	376,461 千円
１年超	455,270 千円
合計	831,731 千円
リース資産減損勘定期末残高	391,659 千円

3．　支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	849,437 千円
リース資産減損勘定取崩し額	194,282 千円
減価償却費相当額	486,028 千円
支払利息相当額	101,751 千円

4．　減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがある場合は当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。

5．　利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

IX．関連当事者情報

子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	㈱東急スポーツオアシス(注2)	直接100	兼任5名	経営指導役員の兼任従業員の出向	従業員の出向(注3)	21,131	流動資産その他	10,684
							流動負債その他	2,117
					商品の仕入(注4)	6,415	買掛金	2,073
子会社	RENAISSANCE VIETNAM INC.	直接100	兼任3名	経営指導資金の援助役員の兼任	資金の貸付(注5)(注6)	974,348	流動資産その他(注5)(注7)	242,240
							長期貸付金(注5)(注7)	681,300
					利息の受取(注5)	9,905	流動資産その他	1,002

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）　１．上記、取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

２．　2024年３月31日付けにて株式会社東急スポーツオアシスの株式を追加取得し、同社を連結子会社としたことにより関連事業者情報子会社に記載しております。

３．従業員の出向については、双方協議の上、条件等を決定しております。

４．価格その他の取引条件は、一般的取引条件を勘案し決定しております。

５．RENAISSANCE VIETNAM INC.に対する資金の貸付金利については、市場金利を勘案して決定しており、長期貸付金における返済条件は期間５年、期日一括返済としております。なお、担保は受け入れておりません。

６．取引金額は、期中平均残高を記載しております。

７．RENAISSANCE VIETNAM INC.への貸付金に対し、当事業年度において144,554千円の貸倒引当金繰入額を計上しておりますが、当会計期間において、同社がデット・エクイティ・スワップを実施したことに伴い、債務超過額が改善したことから、期末の貸倒引当金残高は795,672千円となっております。

X．１株当たり情報

１株当たり純資産額	500円57銭
１株当たり当期純利益	30円16銭

XI．重要な後発事象

連結計算書類「連結注記表　IX．重要な後発事象に関する注記　１．連結子会社吸収合併の決議」をご参照ください。

XII．その他の注記

（退職給付に関する注記）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度または前払退職金制度の選択制並びに非積立型の確定給付制度を採用しております。

２．確定給付制度

（１）　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	851,520千円
勤務費用	67,610千円
利息費用	851千円
数理計算上の差異の発生額	1,771千円
退職給付の支払額	△46,677千円
退職給付債務の期末残高	875,076千円

（２）　退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立制度の退職給付債務	875,076千円
未積立退職給付債務	875,076千円
未認識数理計算上の差異	△37,558千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	837,517千円
退職給付引当金	837,517千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	837,517千円

（3）　退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	67,610千円
利息費用	851千円
数理計算上の差異の費用処理額	11,444千円
確定給付制度に係る退職給付費用	79,906千円

（4）　数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.1%

3．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、152,697千円であります。

4．前払退職金制度

当社の前払退職金制度への支払額は、28,068千円であります。

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第42期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部統制監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 会社法に定める内部統制システムの整備に関する取締役会の決議の内容並びにその構築及び運用の状況について、取締役及び使用人等から定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、企業集団における内部統制システムについては、必要に応じて子会社の取締役及び使用人からもその構築及び運用の状況について報告を受け、説明を求めました。

③ 会計監査人が独立した立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を企業会計審議会制定の「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月17日

株式会社ルネサンス　監査役会

常勤監査役　　田中俊和

常勤監査役　　石田貴子

社外監査役　　生田美弥子

社外監査役　　小山鉄也

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

株式会社ルネサンス

取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大竹貴也

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　浅井則彦

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ルネサンスの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ルネサンス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

株式会社ルネサンス

取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大竹貴也

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　浅井則行

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ルネサンスの2023年4月1日から2024年3月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上